

修 繕 仕 様 書

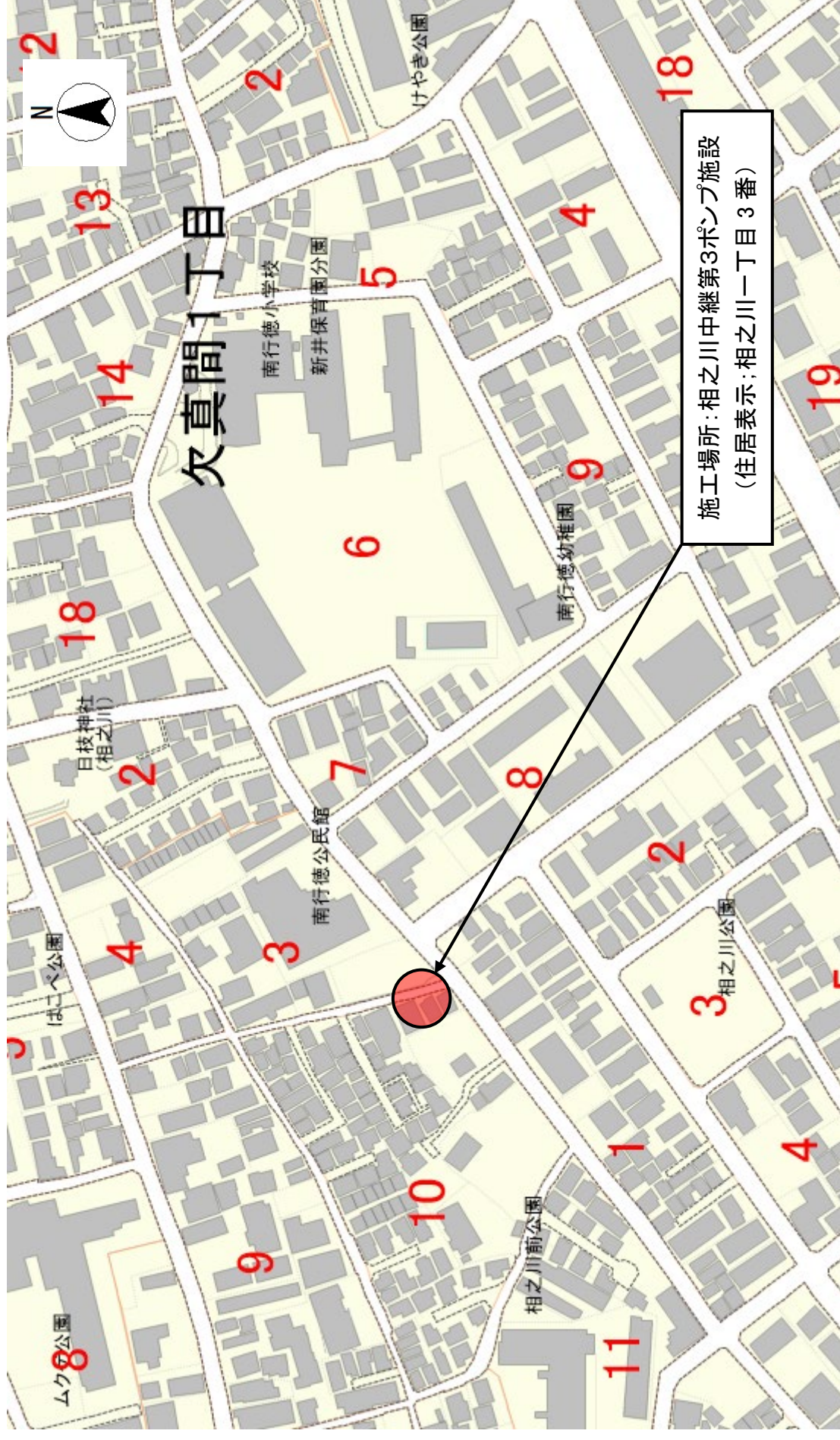
この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 相之川中継第3ポンプ施設3号ポンプ交換修繕
- 2 修繕目的 相之川中継第3ポンプ施設の3号ポンプについて、メーカー既定の耐用年数を超過しており、絶縁抵抗値の低下や運転時の異音、異常値の計測が複数回確認されたため、ポンプ本体及びポンプ付属品類の交換を行うもの。
- 3 修繕場所 市川市相之川一丁目3番 相之川中継第3ポンプ施設
- 4 修繕期間 令和7年9月1日 ～ 令和8年1月30日
- 5 修繕時間 午前9時 ～ 午後4時30分まで
- 6 修繕内容 既設ポンプを撤去し、新規ポンプを設置する。
新設ポンプは既設ポンプと同程度以上の能力があるものを選定すること。
(1)汚水ポンプ 1台
(参考)既設ポンプ仕様
 - ・電源：三相 200V 50Hz ・出力：7.5kW
 - ・口径：φ200 ・揚程：3.0m ・揚水量：5.0m³/min(2)ポンプ付属品類（ケーブルなど）
7. 提出書類 各種1部ずつ提出すること。
 - ・着手届
 - ・作業計画書
 - ・出荷証明書または納品書
 - ・作業報告書および作業写真（作業前・作業中・作業後）
 - ・交換品の取扱説明書一式
 - ・交換後の機器配置図
 - ・完了届
- 8 その他
 - (1)発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
 - (2)受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

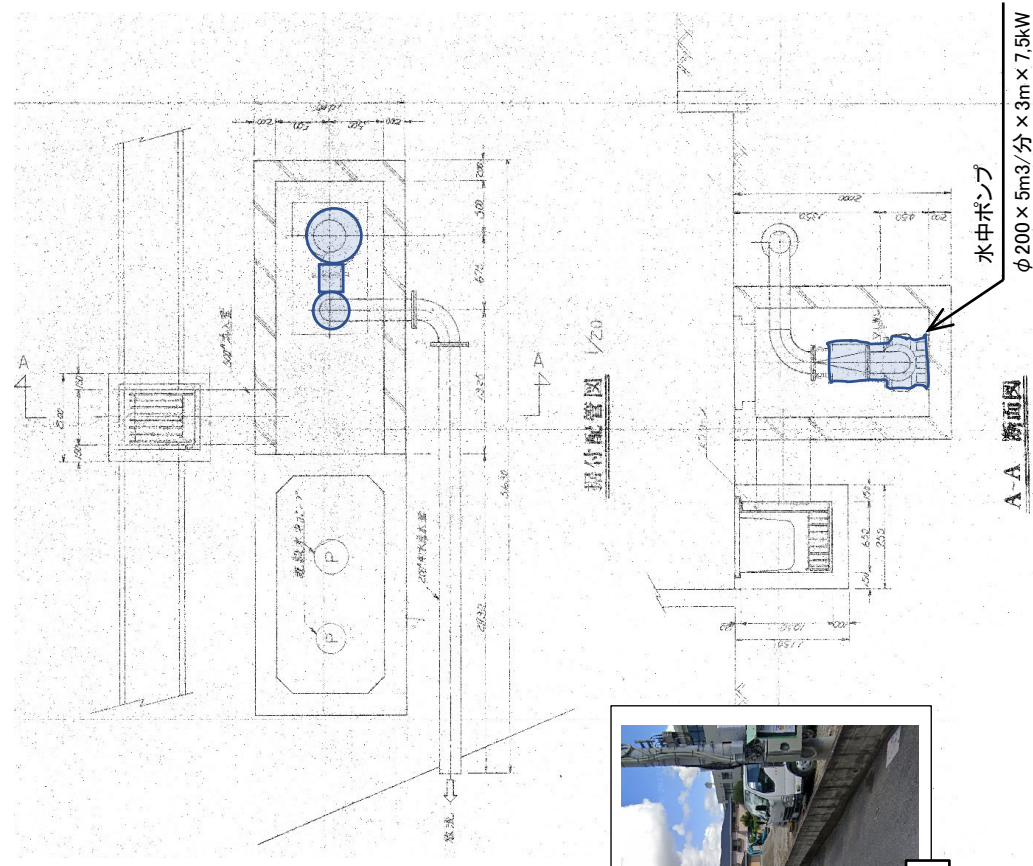
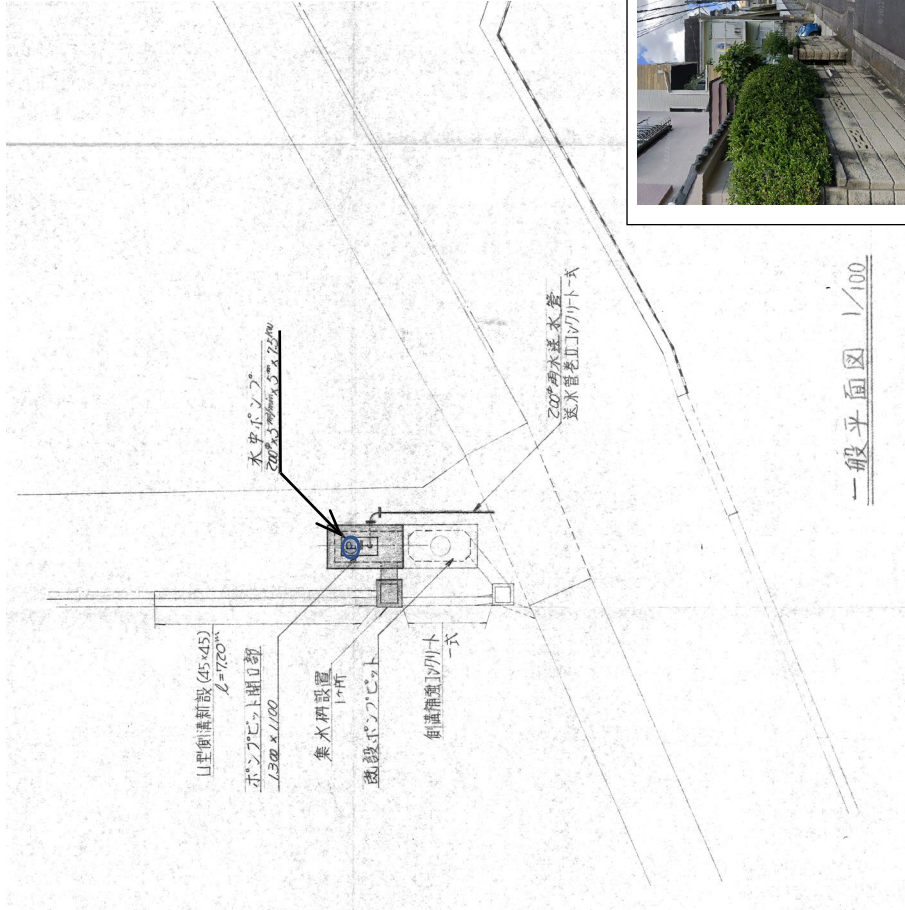
- (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 修繕作業を開始する際は、事前に近隣住民へ訪問または文書投函等を行い近隣住民へ周知を行うこと。作業に伴い、道路占有許可等が必要な場合は必ず申請を行うこと。また、その際必要に応じて交通誘導員を配置する等、安全対策を講じること。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

案内図

相之川中継第3ポンプ施設（住居表示；相之川一丁目3番）



機器配置図 (相之川中継第三ポンプ施設)



※着色部は更新範囲を示す。